

J R 東海労働組合関西地「申」第8号  
2015年8月18日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### さくら561号の車体カバー脱落事故に関する申し入れ

8月8日、17:27頃、さくら561号（S4編成N700系・8両編成）が小倉～博多間、走行中、停電して緊急停止した。

マスコミによると、さくら561号が小倉駅を発車後、2号車左下側のアルミ製の車体カバー（フサギ板、重さ6.5kg）の一部が外れ、そのカバーが列車の2号車から6号車の側面（海側）39カ所にかけてぶつかった傷があり、トンネルの内壁にも約100カ所の傷が残っていた。落下したカバーが跳ね上がり架線を地絡し停電が発生したと報じている。

さらに、このカバーは2本のボルトと2カ所のフックで固定されているが、調査の結果、ボルトは2本ともなくなっていた。この列車は6月頃から走行試験を実施し7月21日、博多総合車両所で配線工事のためにカバーを外し、7月24日にカバーを取り付けた。8月6日から試運転を開始し8月7日から本格的な営業運転を開始した2日目の約1500km走行した時点で外れて事故が発生した。運行開始後は博多→鹿児島中央→博多→新大阪→博多へと運行されたがいつ外れてもおかしくはなかったはずである。

8月9日、国土交通省九州運輸局はJ R 西日本に対して、再発防止に努めるよう命じる警告の文書を手渡した。さらに国土交通省は、新幹線を運行するJ R 各社に対して、同様部材が適切に取付けられているか点検し、報告するよう指示を出した。

以上のようなマスコミ報道や状況が明らかになっているが、会社としてもこの事故を重く受け止め、事故防止と安全管理に教訓を生かすことが不可欠であると考え、よって以下のとおり申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

### 記

1. さくら561号の事故の原因、教訓を会社としてどのように受けとめているのか、明らかにすること。
2. 国交省九州運輸局による警告文は、同業とする会社への通知はあったのか。明らかにすること。
3. 国土交通省から、新幹線を運行するJ R 各会社へ点検と報告が求められているが、

会社としての安全対策、安全点検の計画はあるのか、明らかにすること。仮に既に報告したならば報告内容を明らかにすること。

4. 国土交通省からの指示内容を社員に明らかにし、全社員に安全確保の協力を求めることが必要と考える。指示内容を明らかにし会社の見解を明らかにすること。
5. JR西日本が6月頃から走行試験を行ったということであるが、走行試験の目的、内容を明らかにすること。
6. 会社は台車検査周期を延伸し、さらに交番検査の周期延伸を実施しようとしている。この事故を鑑みて台車検査周期延伸を元に戻し、交番検査周期延伸を中止するべきであるとする。会社の見解を明らかにすること。

以上